

生活保護申請

にあたって

～相談者の方へ～



隠岐の島町福祉事務所

隠岐の島町下西 78 番地 2

電話：2-8561

担当ケースワーカー_____

1. 生活保護とは

生活保護とは、日本国憲法第25条の「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念を基に、生活に困っている人に最低限度の生活を保障し、**自分の力で生活していけるようにする制度**です。

この制度を受けるにあたっては、あなたの持っている能力、財産、他の法律や制度を活用していただくことが必要です。また、民法上の**扶養義務者（親子兄弟姉妹）から援助をいただくことが可能かどうかについて、DVなどの特別な事情を考慮したうえで扶養義務者に確認**させてもらうことがあります。できるかぎりの努力をしても、国が決めた最低限度の生活ができない方のために生活保護制度があるのです。

さて、下記に保護申請されてから調査する事項、保護が決定してから受けることができる扶助、守っていただくことなどの概要を説明しています。**よくお読みください。**

2. 保護申請の調査

生活保護申請を受け付けたら、保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために調査を行います。調査期間は原則14日、特別な理由がある場合は30日まで延長できることになっています。なお、福祉事務所が決定した内容について不服のある場合は、**3か月以内に島根県知事に行政不服審査請求をすることができます。**調査の主な内容は下記のとおりです。

- ① 預貯金、生命保険などの額、内容
- ② 土地、家屋、田畑など不動産の所有
- ③ 自動車など動産の保有
- ④ 給与、公的な手当、年金等の収入
- ⑤ **DVなどの特別な事情を考慮したうえで、**民法上の扶養義務者（親子兄弟姉妹）への援助可能性の照会
- ⑥ 健康状態（病状）
- ⑦ 生活実態（家庭訪問します）
- ⑧ 負債等の有無及び額、内容
- ⑨ 民生委員の意見

3. 保護の要件

持っている能力、財産、他の法律や制度で受けられる公的援助などを十分活用しているかどうか判断する主なものは下記のとおりです。

① 最低生活費の基準

申請日以降1ヶ月間の、国が定めた最低生活費と収入とを比較します。収入の方が少ない場合、最低生活費の要件を満たすこととなります。（収入には、手持ちの現金や預貯金など、すぐに現金化できる資産を含みます。）

② 高額な現金化できる資産

生命保険・損害保険などの解約返戻金や売却可能な動産などですぐに現金化できる資産が高額な場合は、保護を開始せずに資産を現金化して生活していただくこともあります。

③ 資産活用の意図的な忌避

活用できる資産（公的給付、稼働能力、他からの援助など）を十分活用しているか、意図的に忌避していないかを審査します。

働ける人は、能力を活用するための十分な努力をしておられるかを審査します。（例えば、ハローワークで求職活動をしているか、会社の面接を受けているか、など）

また、働けるかどうかの判断については、福祉事務所の指定する医師の診断を受けていただくことがあります。

4. 代表的な公的給付

① 児童手当

中学校修了前の児童を養育している方（詳しくは福祉課児童福祉係まで）

② 児童扶養手当

ひとり親で18歳までの児童を養育している方（詳しい条件は福祉課地域福祉係まで）

③ 特別児童扶養手当

重度または中度の障がいがある20歳未満の児童を監護する方（詳しくは福祉課地域福祉係まで）

④ 障がい児福祉手当、特別障がい者手当

重度の障がいがある方（詳しくは福祉課地域福祉係まで）

⑤ 老齢年金、障がい年金など

高齢や障がいの状態になった場合に支給される（詳しい条件は年金事務所または町民課国保年金係まで）

⑥ 傷病手当金

社会保険の被保険者が業務外の病気やけがで仕事を連続して休み、給料などがもらえないとき（詳しい条件は会社の担当部署または協会けんぽ島根支部まで）

- ⑦ 雇用保険の失業給付
雇用保険加入者が失業した場合（詳しい条件はハローワークまで）
- ⑧ 医療費公費負担、福祉医療費助成
障がい除去・軽減するための医療費の自己負担額を軽減します。（詳しくは福祉課地域福祉係まで）
ひとり親家庭の医療費の自己負担の一部を助成します。（詳しくは福祉課地域福祉係まで）

5. 保護開始後に認められない資産

保護開始後に、原則として保有、使用を認められないものがあります。主なものは下記のとおりです。

- 土地、家屋などの不動産のうち使用していないもの
- 保険料が高額な生命保険
（最低生活費の1割程度を超える保険料のもの）
- 貴金属、有価証券、貯蓄型の保険・共済・葬祭互助会
- 自動車（借用を含む）※用途により認められる場合あり
- ローンの残っている住宅

6. 保護費の計算のしかた

国の決めている基準（最低生活費）と、あなたの世帯の収入を比べて不足している額を保護費として支給します。

例えば・・・

（例1）全く収入がないとき。

最低生活費	
-------	--

※最低生活費の全額が扶助として支給されます。

（例2）年金、公的給付や仕送りなどの収入があるとき。

最低生活費	
収入	これだけの扶助が受けられます

（例3）働いて得た収入があるとき

最低生活費	
収入	控除 ←（営業・給与収入など）
これだけの扶助が受けられます	

また、最低生活費は居宅、入院、施設入所など生活の状況や年齢などに応じて基準が決められています。

7. 保護の種類

支給ができない場合があるので事前の相談が必要です。また、それぞれに基準額や上限額があります。

① 生活扶助

食料費・衣料費・光熱水費・家具什器費など。

年齢などによって国が月額の基準を定めています。世帯員の状況によっては加算がつく場合があります。

入院や施設入所の場合、食費などがかからなくなりますので、支給額が少なくなります。

② 住宅扶助

家賃、地代、家屋の修理など。

③ 教育扶助

義務教育に必要な学用品や給食費など。

④ 介護扶助

介護保険のサービスを利用するのに必要な費用。

⑤ 医療扶助

病気の治療に必要な通院、入院の経費など。

⑥ 出産扶助

出産に必要な費用。

⑦ 生業扶助

小規模な商売を始めたり、資格・技術を身につけたりする費用。

高等学校等（高等専門学校・各種養護学校の高等部を含む）に就学するための費用。

⑧ 葬祭扶助

葬祭に必要な費用など。（生活保護受給中の方が葬祭を行う場合）

8. 保護を受けたら守っていただくこと

① 働ける人は、能力に応じて働いてください。

② 生活費の無駄をなくし、生活の維持向上につとめてください。

③ 病気やケガをしている人は医師の意見に従って、早く元気な身体になるよう療養してください。

- ④ 訪問や調査を拒否しないでください。
- ⑤ 保護を受けているときには借金（年金担保を含みます）をしてはいけません。
ただし、福祉事務所が特別に認める場合があります。ご相談ください。
- ⑥ 収入があった場合、生活状況に変化があった場合は、必ず届け出てください。

9. 保護費の返還について

- ① 資産がありながら保護を受けた場合
 - 差し迫った事情のために資産があるにもかかわらず保護を受け、資産を処分したことで収入を得たとき。
 - すぐに年金、手当等を受けられなかった人が遡って受給したとき。
 - 交通事故などで賠償金・慰謝料を受け取ったとき。
 - 生命保険の解約返戻金や入院給付金を受け取ったとき。

※ただし、全額返還しなくてよい場合もあります。

- ② 不正に受給した場合
 - 収入があったのに申告しなかったとき。
 - 収入をごまかして申告したとき。
 - 複数の福祉事務所から同時に保護を受けたとき。
 - その他不正な方法で保護を受けたとき。

不正な方法で保護を受けた場合、保護費を返してもらいます。さらに悪質な場合は返してもらう金額に4割を上乗せする場合があります。また、詐欺罪などにより懲役刑や罰金刑に処される場合もあります。

